

8. 虐待に関する法令

1. 児童福祉法

(昭和二十年十二月十二日法律第百六十四号)

最終改正：平成二十三年八月三十日法律第一〇五号

第 一 条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第二十七条

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置をとることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことがその児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

第三十三条

七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣言の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

2. 児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

最終改正：平成二十年十二月三日法律第八十五号

第 一 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第 二 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第 三 条 何人も、児童に対し、虐待してはならない。

- 第五 条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 第六 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第七 条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項あって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

3. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律

（平成二十三年六月二十四日法律第七十九号）

- 第一 条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
- 第二 条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 第五 条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するように努めなければならない。
- 第六 条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

1歳6か月児健診・診察時

1歳6か月児健診の目的のひとつは、子どもの障害や疾病、気になる親子をスクリーニングし、子育て支援が必要と思われる家庭を援助していくことにあります。

1. 問診結果等の確認

母子健康手帳や保健師・歯科衛生士などによる問診結果等を確認する(担当者に聞く)

区分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未婚、離婚、母親の年齢、既往歴、経済状況 ○健診、予防接種等の履歴、出産時の体重
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
運動発達	正常な運動発達をしているか	○指先で積み木をつまめるか ○自分でコップを持って水が飲めるか ネグレクトの可能性
精神発達	正常な精神発達をしているか	○意味のある言葉を話せるか ○簡単な指示が理解できるか ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる生活習慣の有無	○生活リズム(起床、就寝、食事やおやつ時間) ○生活習慣(食事の内容や食べ方、砂糖を含むおやつや飲み物の摂取、卒乳・哺乳瓶の使用、歯磨き・仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況) ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる

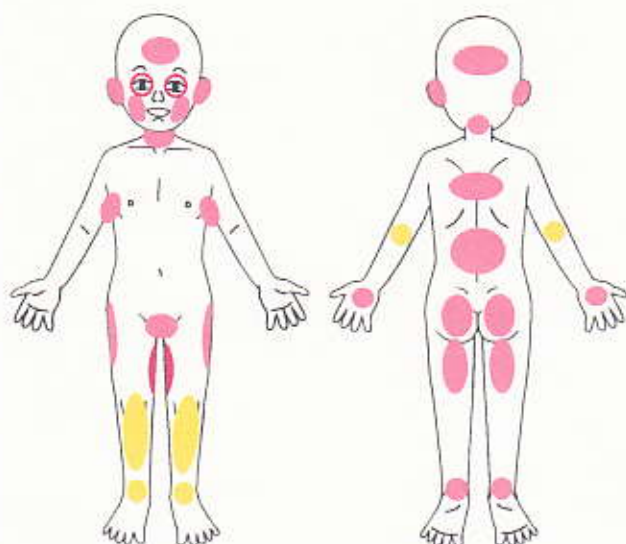
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、 口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 ○子ども自身や衣服の清潔度 身体的虐待の可能性 ○手足の外傷の有無
3	頭部の視診	○歯科医師の膝の上に幼児の頭部を保持した際に、 頭部に外傷性脱毛、傷等がないか観察する 身体的虐待の可能性
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	乳歯の萌出状況	○乳歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 デンタルネグレクトの可能性
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 デンタルネグレクトの可能性 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷 身体的虐待の可能性
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷 (不慮の事故による損傷は少ない)聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕 (首を絞められた跡)
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



- 身体的虐待が疑われる部位
- 日常生活で損傷しやすい部位

4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷 (たばこ、アイロン、熱湯)
- 骨折 (特に2歳以下の骨折に注意)

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- 身長・体重がある時期から増加していない・横ばい
- 親の前で萎縮する
- 親になつかない
- 親と別れても泣かない
- おびえがある
- 表情が乏しい
- 笑わない
- 食行動の異常 (がつがつ食べる、過食、拒食)
- 自傷行為がある
- 身体や衣服が清潔でない
- 親の顔色をうかがう、ビクビクしている
- 異様に甘える

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- 母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態
 - ・婚姻状態
 - ・妊娠出産時の状況
 - ・手帳の発行状況
 - ・手帳の記載状況
- 病院・スタッフへの不満が多い
- 保護者の既往歴 (酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等)
- 保険証がない
- 子どもへの接し方が不自然
- しつけに厳しい、子どもをひどくしがる
- 疲れた様子がある、表情が暗い
- 子どもにきちんとした食事を与えていない
- 子どもの事故に対する配慮がない
- 発症や受傷状況が説明できない
- 説明が二転三転する
- 受診までの時間経過が長い
- 子どもの病状、診断、説明に関心がない
- 待合室でトラブルをおこす
- 経済的に余裕がない
- 育児に対する不安がある、余裕がない
- 周囲に子育てを支援してくれる人がいない
- 親と子の衣服のアンバランス

★気になる点があれば健診票に記入し、保健師・歯科衛生士等 担当者に伝えてください

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

3 歳児健診

3歳は自我が芽生える大切な時期です。何でも自分の思い通りにしたがりが、親のいうことを聞かなくなり、子ども虐待が増えていく年齢でもあります。

1. 問診結果等の確認

母子健康手帳や保健師・歯科衛生士などによる問診結果等を確認する。(担当者に聞く)

区分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未婚、離婚、母親の年齢、既往歴、経済状況 ○健診、予防接種等の履歴、出産時の体重
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
運動発達	正常な運動発達をしているか	○クレヨンなどで丸(円)が書けるか ○手を使わずにひとりで階段をのぼれるか ネグレクトの可能性
精神発達	正常な精神発達をしているか	○名前や年齢が言えるか ○色や物の大小が理解できるか ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる生活習慣の有無	○生活リズム(起床、就寝、食事やおやつの時間) ○生活習慣(食事の内容や食べ方、砂糖を含むおやつや飲み物の摂取、卒乳・哺乳瓶の使用、歯磨き・仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況) ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる

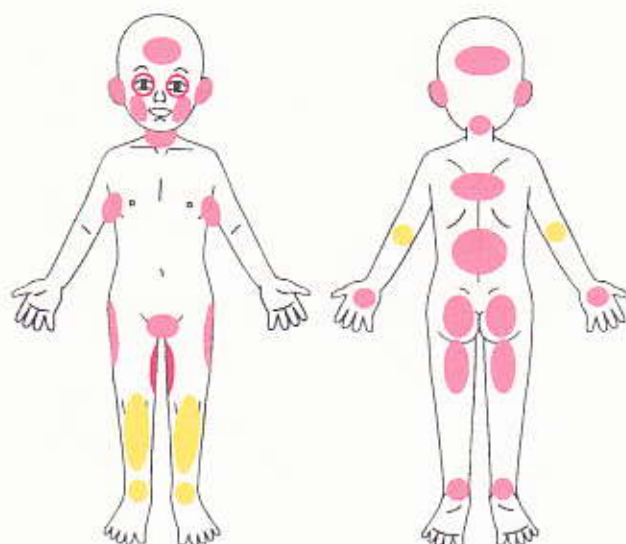
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 ○子ども自身や衣服の清潔度 身体的虐待の可能性 ○手足の外傷の有無
3	頭部の視診	○歯科医師の膝の上に幼児の頭部を保持した際に、頭部に外傷性脱毛、傷等がないか 身体的虐待の可能性 観察する
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	乳歯の萌出状況の視診	○乳歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 デンタルネグレクトの可能性 ○要治療歯の放置
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 デンタルネグレクトの可能性 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷 身体的虐待の可能性
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷（不慮の事故による損傷は少ない）聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕（首を絞められた跡）
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



■ 身体的虐待が疑われる部位
 ■ 日常生活で損傷しやすい部位

4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷（たばこ、アイロン、熱湯）
- 骨折

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- 身長・体重がある時期から増加していない・横ばい
- 親の前で萎縮する
- 親になつかない
- 遊べない
- 多動、落ち着きがない
- うそをつく
- 徘徊する
- かみつく
- 乱暴
- 食行動の異常（むさぼり食い、過食、拒食）
- 自傷行為がある
- 感情のコントロールが難しい
- だれにでもべたべたする
- 無表情、笑わない
- 親の顔をうかがう、ビクビクしている、おびえがある
- 親になつかない、親と別れても泣かない
- 異様に甘える
- 身体や衣服が清潔でない

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- 母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態
 - ・婚姻状態
 - ・妊娠出産時の状況
 - ・手帳の発行状況
 - ・手帳の記載状況
- 保護者の既往歴（酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等）
- 子どもへの接し方が不自然
- 子どもに対して拒否的
- 育児に対する不安がある、余裕がない
- 疲れた様子がある、表情が暗い
- しつけに厳しい、子どもをひどくしがる
- 子どもの事故に対する配慮がない
- 発症や受傷状況が説明できない
- 説明が二転三転する
- 受診までの時間経過が長い
- 子どもの病状、診断、説明に関心がない
- 保険証がない
- 待合室でトラブルをおこす
- 病院・スタッフへの不満が多い
- 経済的に余裕がない
- 子どもにきちんとした食事を与えていない
- 周囲に子育てを支援してくれる人がいない
- 親と子の衣服のアンバランス

★気になる点があれば健診票に記入し、保健師・歯科衛生士等 担当者に伝えてください

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう